

会 議 録			
第 4 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 2 9 年 2 月 6 日（月）午後 1 時 0 0 分	
開催場所		和光市役所 3 階 全員協議会室	
開催時刻	午後 1 時 0 0 分	閉会時刻	午後 2 時 1 0 分
出席委員		事務局	
菅野 隆		保健福祉部 部長 東内 京一	
金子 正義		保健福祉部 次長 大野 孝治	
津川 知子		地域包括ケア課長 阿部 剛	
田中 公美		長寿あんしん課長 斎藤 幸子	
千葉 洋平		長寿あんしん課課長補佐 平川 一朗	
臺信 澄子		長寿あんしん課長寿支援担当	
佐藤 松子		統括主査 井口 雄一	
竹村 幸子		長寿あんしん課介護福祉担当	
大西 康之		統括主査 堀江 和美	
金子 好亘		主 事 青木 順子	
富岡 武光		主 事 小林 翔	
木暮 晃治		主 事 初見 光紘	
松根 洋右		健康保険医療課保険料年金担当	
荻野 比登美		統括主査 山本 敦子	
亀田 勝枝			
欠 席 委 員			
なし			
備考	傍聴者 0 名		
会議録作成者氏名		小林 翔	

会 議 内 容

平川課長補佐

ただいまから、平成２８年度第４回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 本日は、お忙しい中、委員の皆様につきましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、今回、新たに委員になられた方に委嘱書を交付させていただきます。選出区分「地域包括支援センター運営部会」平内紀子委員が民生委員を退任されたことに伴い、その後任として竹村幸子委員を新たな委員として委嘱いたします。

委嘱書の交付を東内保健福祉部長より行います。

東内保健福祉部長

(委嘱書交付)

平川課長補佐

委員任期については前任者の委嘱期限である平成２９年５月３１日までとなりますので、よろしくお願いします。

つづいて、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前配布資料

①資料 No.1 平成 28 年度和光市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)(案)

②資料 No.2 平成 29 年度和光市介護保険特別会計当初予算 (案)

当日配布資料

①会議次第

②資料 No.3 和光市介護保険条例の一部を改正する条例 (案) について

③資料 No.4 グランドデザイン南エリアにおける「介護予防拠点」の整備運営事業者の決定について

④資料 No.5 第 6 期和光市介護保険事業計画に基づく長寿あんしんグランドデザインの一部変更について

資料に不足がある方は挙手をお願いします。 → なし。

それでは、開会にあたりまして、東内保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

東内保健福祉部長	皆様こんにちは。本日は朝の天気予報では暖くなる予定でしたが、少し寒くなっています。本年もどうぞよろしくお願いいたします。 本日の会議の案件は5つほどございますが、後ほど忌憚のないご議論をいただければと思います。私からご挨拶の中で申し上げたいこととしましては11月にもお話ししましたが、平成30年4月から医療、介護であるとかメタボ健診の2期など、様々なものが例えるなら惑星直列のような形で新たなものが始まってまいります。そして今回の通常国会には介護保険法の改正法案として「地域包括ケアシステム機能強化法案」ができました。その中で和光市、大分県における介護予防の取組の横展開は大きく取り上げられております。そういう中で本市としても施策の進化をどんどん掲げて行きたいと思っています。 本日も忌憚のないご議論を賜りまして、諮問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
平川課長補佐	運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、東内保健福祉部長が代理で行います。
東内保健福祉部長	（「諮問書」を読み上げ会長に渡す）
平川課長補佐	それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。
菅野会長	ただいまから、平成28年度第4回和光市介護保険運営協議会を開会いたします。まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
平川課長補佐	本日の出席委員は、委員15名中で15名です。
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第20条第2号に規定されている会議の開催要件を満たしておりますので、会議は成立となります。 なお、本日の会議は、市民参加条例に基づき公開とし、傍聴席を設けておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいますか。 → なし。 続いて、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順でございますが、亀田委員、津川委員、議事録の署名をお願いします。

菅野会長

それでは、市長からの諮問に基づき議事に入ります。

諮問事項 1 「平成 28 年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）について」、事務局から説明をお願いします。

青木主事

（諮問事項 1 の説明）

それでは「平成 28 年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）」についてご説明します。要旨に沿って進めてまいります。

「1 歳出」からご説明します。

保険給付費のうち、施設介護サービス費については、施設の利用件数は伸びてはいるものの、給付費は当初の見込みを下回るペースで推移しているため、4,000 万円を減額します。

同じく保険給付費の、特定入所者介護サービス費では、施設の利用件数に連動して、こちらも給付費が当初の見込みを下回るペースで推移しているため、800 万円を減額します。

介護給付費準備基金積立金の増額については、基金の運用利子が確定しましたので、利子を積み立てるものです。確定した利子の額は、予算を上回る額でしたので、予算を超えた分である 2 万 3 千円を増額します。

以上、減額と増額をあわせ、歳出では、4,797 万 7 千円を減額補正するものです。

次に「2 歳入」について、説明します。

法定負担金の変更については、歳出の保険給付費のうち、施設介護サービス費・特定入所者介護サービス費の減額に伴い、国・県などから交付される金額や、市の一般会計から繰り入れる金額を減額するものです。

次に介護給付費準備基金の運用利子では、確定した利子の金額が歳入予算を上回る額であるため、2 万 3 千円を増額するものです。

続いて、調整交付金の負担率について、説明します。

介護給付費財政調整交付金という、保険給付にかかる国の交付金がございます。この割合を、当初予算では調整交付金の負担率を 1.54% で計上しておりましたが、現時点で国から試算・提示されている割合が、和光市は 0.95% であったため、今回 0.95% で再計上するものです。その結果、1,726 万 9 千円が減額となります。

そして、交付割合が減少したことにより見込まれる歳入の不足については、介護給付費準備基金を充てるものとし、基金の取り崩し額の 431 万円を、歳入において増額補正します。

	以上、歳入においても、増減額をあわせまして、４，７９７万７千円を減額補正するものです。 補正予算にかかる説明は以上です。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
千葉委員	歳入において、調整交付金の負担率は、全国で同じなのでしょうか。市町村ごとに異なるのでしょうか。
青木主事	財政調整交付金については、実際にかかった介護給付費のほか、その市町村においての前期高齢者数、後期高齢者数、また高齢者の所得段階の状況を全国で取りまとめ国が調整し交付するものです。全国の市町村で交付割合は異なっており、埼玉県内では０%のところもあり、他県では１０%を超えているところもあります。
菅野会長	自治体によって違うということですね。 他に質問がないようでしたら、採決を行いたいと思います。 諮問事項１「平成２８年度和光市介護保険特別会計補正予算（第３号）（案）について」を、原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。
委員全員	（異議なし）
菅野会長	異議がないので、承認とします。 それでは次に進みます。 諮問事項２「平成２９年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）について」を事務局から説明をお願いします。
堀江統括主査	（諮問事項２の説明） それでは平成２９年度介護保険特別会計当初予算（案）についてご説明します。 まず基本方針についてご説明します。第６期介護保険事業計画として策定した「長寿あんしんプラン」では、地域包括ケアシステムにより、今まで以上に介護保障と自立支援を発展させることを目標としています。計画の最終年度となる平成２９年度和光市介護保険特

別会計当初予算は、第6期計画を着実に実行するためのものとし、第7期介護保険事業計画の策定を見据えて予算編成しました。

平成29年度の新規事業としては、平成28年度に新たに整備した介護予防拠点において本格的な介護予防事業を実施し、北エリアに新設した認知症対応型共同生活介護施設内にある地域交流室の活用、新倉高齢者福祉センターでの介護予防・日常生活支援総合事業の実施を検討しており、介護予防・日常生活支援総合事業をより充実させていきます。また、今年度までに新規で整備した地域密着型サービスの定着と推進を図っていきます。

はじめに歳出の説明をします。平成29年度の当初予算の歳出は、事業計画で推計したサービスの供給量を、直近の給付実績や新しい地域密着サービス等の見込み供給量に基づき補正し計上しています。この中には、新規に整備した地域密着型サービス事業のサービス提供量の見込みも反映させたものとなっています。

次に歳入ですが、歳入の構成は、保険給付費に充当される介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び基金繰入金、そして一般会計からの繰入金となっています。

歳入の23.6%を占める介護保険料は、被保険者の増加率を反映したものとしております。歳出の見込みに連動する形で推計される国・県等の交付金及び補助金は構成割合が56.6%となっています。その他、保険給付費、各種事業費及び事務費に充当するため歳入予算の19.7%にあたる部分を一般会計や介護給付費準備基金から繰入金を計上し、予算全体を調整しています。

予算規模としては、平成29年度の予算額は34億4,527万2千円で、平成28年度当初予算と比較し5.1%の増加となっています。

平成29年度の年間被保険者数は平均で14,795人を見込んでおり、平成28年度の計画値と比較しますと738人、5.3%の増加となっています。内訳ですが、65歳から74歳までの前期高齢者が5.1%の増加、75歳以上の後期高齢者が5.5%の増加となり、後期高齢者の伸びが前期高齢者の伸びに比較して大きい状況となっています。高齢化率は17.6%となり、平成28年度と比較し0.3ポイントの増加となっています。保険料の基準額は、前年と変わらず4,228円です。

続いて、歳入の内訳についてご説明します。歳入の主なものとして、介護保険料を8億1,381万2千円を予定しています。国庫支出金6億2,918万7千円、支払基金交付金8億7,426万1千

円、県支出金4億4,784万5千円、一般会計繰入金6億1,558万2千円、介護保険給付費準備基金繰入金6,448万4千円となっています。

続いて、歳出の内訳について説明します。総務費として1億9,853万9千円を計上しています。主なものとしては、地域包括支援センターの事業委託費1億1,746万6千円があります。

保険給付費ですが、総額は29億6,688万2千円で、内訳は、主なもので居宅サービス費18億5,828万7千円、施設サービス費8億9,200万円を計上しています。また、介護予防サービス等諸費として4,530万1千円、その他諸費として182万5千円、高額介護等サービス諸費として8,972万2千円、特定入所者介護サービス等費として79,74万7千円を計上しております。

市町村特別給付費については、紙おむつ等サービス費、地域送迎サービス費、食の自立・栄養改善サービス費として、合計5,662万1千円を計上し、地域支援事業費については、1億9,654万9千円を計上しています。

利用者負担額軽減制度事業費については、126万8千円を、そして昨年度から実施している低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業費については、510万7千円を計上しています。

また、保険福祉事業費として1,870万円を計上しています。詳細につきましては資料を添付しておりますので、ご確認ください。

次に国庫負担金等積算根拠をご覧ください。

先ほど歳入についてご説明させていただいた細かい内訳ですが、居宅と施設に分かれて、国・県からの交付金の法定負担割合が決まっていますので、それぞれの対象経費に負担割合のパーセンテージを掛けて、金額を算出しています。次の19ページの表で負担金の構成割合をお示ししています。このような割合で、国・県、支払基金から交付と一般会計からの繰入を受け、残りは一般財源となる保険料により給付をまかなっています。

続きまして、次のページをご覧ください。地域支援事業について給付費と同様に国庫負担金、県負担金があり、それぞれの割合が決まっています。

平成29年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）の説明は以上です。

菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。
大西委員	新倉高齢者福祉センターで実施する予定の総合事業について、センター利用者としてはセンター内で新規事業をするのは手狭ではないかと思います。具体的にセンター内のどこでどのような事業をする予定か伺いたい。
堀江統括主査	場所はセンター内のトレーニングルームを利用し週1日2時間程度の事業を予定しています。既に利用をしている方もいらっしゃるため、その合間をぬって実施出来るように調整しているところです。事業の内容は理学療法士等の専門職を外部から招いて通所型サービスCを予定しています。
菅野会長	既に利用されている方もいらっしゃるということですので、今後の運営については支障がないよう調整をよろしく願いいたします。 他に質問がないようでしたら、採決を行いたいと思います。 諮問事項2「平成29年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）について」を、原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。
委員全員	（異議なし）
菅野会長	異議がないので、承認とします。 それでは次に進みます。 諮問事項3「和光市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について」を事務局から説明をお願いします。
井口統括主査	（諮問事項3の説明） 和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて（案）説明します。 まず改正概要ですが、この条例案は平成28年9月に公布された「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令300号）」により、保険料の所得指標の見直しを平成29年4月1日から施行することに対応させたものです。 次に改正の内容については、現在介護保険制度では第1号被保険者の保険料段階の判定に所得を測る指標として税控除等を差し引

	く前の合計所得金額を用いています。この指標では被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した翌年の所得が土地等を売って得た金額だけ急増し保険料が高額になります。 しかし、土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない場合もあることから、そのような土地売却収入等をそのまま所得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いるようにするものです。特別控除の具体的な控除の内容は資料をご覧ください。 なお、介護保険料は原則として3年間同一の保険料率を用いることとされているため、本来なら平成30年度から施行するべきですが、一方で、被災地等で順次防災集団移転などが進むことを踏まえ、見直しについて速やかに施行する観点から市町村が新たな所得指標を用いる条例定めることにより、特例的に平成29年度から長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した当該所得指標を用いることができるよう改正するものです。施行期日は平成29年4月1日となっています。 説明は以上となります。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。何かご質問等ございますか。
竹村委員	改正案を見ると被災地の方のたちのための改正が主かと思われるのですが、和光市で控除に該当する方はいらっしゃるのでしょうか。
井口統括主査	特別控除の項目には被災地の防災集団移転促進事業以外にも該当する項目があり、税にて特別控除を和光市で受けていた方は平成27年度は7名、平成28年度は15名おり、仮に介護保険料に影響が出ていたとすると平成27年度は30万円ほど、平成28年度は40万円ほどの影響があったことになります。
菅野会長	和光市にも該当される方がいらっしゃるのとことで、今後の見通しとしては保険料収入に大きく影響してくるのでしょうか。
井口統括主査	先ほど示しました件数から来年度以降大きく増加する見込はござ

	いません。
木暮委員	改正の説明にあった本人の責めに帰さない理由といったところで空き家条例による家屋の売却等の場合に和光市ではこういった控除は考慮されるのでしょうか。また、国民健康保険や社会保険などでは既に保険料に影響しないようになっているかと思いますが今回の改正との関連はどのようなものなのですか。
東内部長	まず、税法上の部分については所得税、市県民税に対しての特別控除があり、年金などの社会保険についても同様な控除がなされていきました。ところが介護保険だけは同じ仕組みになっていなかったことから、今後特別控除を保険料に判定に反映させるのが今回の改正となっています。次に空き家条例との部分についてですが、今後行政代執行で売買が行われるようなケースがあった場合に租税特別措置法との関連で対応されるようになりますので、現時点では空き家条例とこの部分について連動はしていません。
木暮委員	税制の内容なのでここで聞くべきではないのかもしれませんが、特定の土地として平成21年及び平成22年に取得した土地等について規定があるのはなぜですか。
東内部長	税制上特例期間にあたった部分について規定しているものですが、詳細は税制上の内容になるため調べて後日お答えいたします。
菅野会長	税制上のことは色々あるかと思いますが、今回の改正はこれまで他制度で控除されていたものが、今後は介護保険でも同様に控除されていくということなのでいい方向だと思います。 では、その他質問が無いようでしたら採決を行います。 諮問事項3「和光市介護保険条例の一部を改正する条例（案）」について」を、原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。
委員全員	（異議なし）
菅野会長	異議がないので、承認とします。 それでは次に進みます。

	諮問事項４「介護予防拠点の整備について」を事務局から説明をお願いします。
初見主事	(諮問事項４の説明) 諮問事項のNo.4、第6期和光市介護保険事業計画に基づく南エリアにおける「介護予防拠点」の事業者決定について説明します。 まずは、資料平成28年度第4回介護保険運営協議会資料No.4、諮問事項4をご覧ください。 第6期和光市介護保険事業計画グランドデザイン南エリアにおいて定める介護予防拠点の整備運営事業者の候補者を選定しました。事業候補者概要及び選定までの経緯を説明します。整備事業者は東京体育機器株式会社、代表取締役は海老根實。事業所開設予定地は和光市南1丁目27番となっています。実施予定事業は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業のうち通所型サービスCです。 次に、整備運営事業者選定までの経緯を説明します。平成28年度第3回介護保険運営協議会にて報告しました南エリア内で土地活用を検討している所有者と運営予定事業者との合意が得られたことから、所有者が事業用物件を建設し、事業者がこれを賃貸する整備方法に決定し、随意選定による事業者の審査を実施しました。東京体育機器株式会社は、高齢者保健全般を対象とするプログラムとノウハウを有しており、市内においては地域支援事業「ふれっしゅらいふパワーアップコース」を実施するなどの優位性を有していることから、本事業の整備運営事業者として選定しました。 裏面に、開設予定地の案内図と、配置図を添付しております。参考までにご覧ください。事務局からの説明は以上です。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。何かご質問等ございますか。
亀田委員	南エリアに介護予防拠点を新設することですが、市内にはいくつかの介護予防拠点があるのでしょうか。また、利用者の見込はどのようなになっていますか。
堀江統括主査	介護予防拠点の数については、今年度末までに5箇所となる予定です。広沢にある「まちかど健康広場」、西大和団地にある「まちかど健康相談室」、中央エリアのウェルシア2階にある「まちかど健康空間」、そしてこの南エリアの介護予防拠点と次の承認事項にあるCIハイツ周辺に整備する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に併設さ

	れる予定の介護予防拠点です。 事業の参加者については1回20名程度ですが、ほぼ毎日実施していく予定のため累計では数千人となる見込となっています。
佐藤委員	実施予定事業についてですが、リハビリとか医療とか短期の入所などもあるのですか。
堀江統括主査	基本的には通っていただきサービスを利用してもらうこととなり、短期入所はありません。医療については利用者の方のかかりつけ医等との連携を図っていく予定となります。
東内部長	今まで白子コミセンや中央公民館を借りて事業者に委託して事業を実施してきたものを、和光市が拠点を整備することで事業者が事業を円滑に実施できるようにしたものが介護予防拠点です。利用者については元気高齢者で介護状態になってしまう恐れのある方がメインでやっていきます。また和光市の場合は要介護1、要支援1、2といったところから自立になっていった方が自立後に通う場になっていきます。今後は障害分野との共生型についても制度改正がされていくことになり、プログラムも組んでいく必要がありますので、第7期計画の中ではそういった点も踏まえた議論をお願いしたいと思っております。
菅野会長	介護認定がなくなった後の自立された方の行く先がなくなってしまうことは問題だと思いますので、そういった方が通える施設になっていただけるといいと思います。
竹村委員	通所ということだと自ら行かないと行けないのでしょうか。
堀江統括主査	こちらの事業についても送迎をつけたものにしていく予定となっています。
大西委員	これまでのコミセンや公民館で実施している事業は拠点到集約されてなくなっていくのでしょうか。また、市民の方から事業に参加するにはどのようにすればいいか問われることがあるのですが、どのようにお話しすればよいか伺いたい。
堀江統括主査	東京体育がこれまで実施してきた事業については拠点到集約してい

	くこととなるかと思いますが、エリアに空白が生じないように別の事業を検討しています。事業への参加についてはニーズ調査等で生活になんらかの支障があると思われる方にはこちらからお声をかけたりする他、介護状態から改善された方が参加しています。 もし、市民の方から参加したいとの要望がありましたら、市役所もしくは地域包括支援センターを紹介していただければ、詳細を聞き取りした後、事業の紹介させていただきます。
菅野会長	その他質問はよろしいでしょうか。無いようでしたら採決を行います。 諮問事項4「介護予防拠点の整備について」を、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。
委員全員	(異議なし)
菅野会長	異議がないので、承認とします。 それでは次に進みます。 承認事項1「長寿あんしんグラウンドデザインの一部変更について」を、事務局から説明をお願いします。
初見主事	諮問事項のNo.5、第6期和光市介護保険事業計画に基づく長寿あんしんグラウンドデザインの一部変更について説明します。 平成28年度第4回介護保険運営協議会資料No.5、承認を求める事項の資料をご覧ください。 グラウンドデザイン中央エリアにおける、CIハイツ周辺に整備する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に、新たに介護予防拠点を併設する予定となっています。併設場所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の同一部屋内で、事業内容は介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業のうち通所型サービスCとなっています。資料の中央部に、新旧対照表がありますのでご覧ください。 続きまして、平成28年度に整備を実施した事業と、新たに平成29年度に整備する予定の新規事業について説明します。 平成28年度の整備事業は、北エリアに認知症対応型共同生活介護と看護小規模多機能型居宅介護の併設型施設の整備を進めており、平成29年3月末に完成する予定となっています。中央エリアには定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めており、今回ご承認をいただく介護予防拠点を併設を予定しています。南エリアでは、

	サービス付き高齢者向け住宅と併設した定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備し平成29年2月1日に開所しました。他に DIK マンション周辺に定期巡回・随時対応型訪問介護看護と、本日の諮問事項で承認いただいた介護予防拠点今年度中に整備する予定です。 続いて平成29年度の整備事業としては、北エリアでは地域密着型介護老人福祉施設、中央エリアでは小規模多機能型居宅介護併設の認知症共同生活介護事業所、南エリアでは南第二地域包括支援センターの整備を予定しており、計画期間中の整備完了に向けて整備運営事業者の選定等を進めてまいります。また、整備の進捗については適時、運営協議会の地域密着型サービス運営部会にて報告いたします。説明は以上です。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。何かご質問等ございますか。
木暮委員	中央エリアに定期巡回を作ってもらえるという事で大変嬉しく思っているのですが、定期巡回のイメージがなかなか出来ない。夜間にも対応してもらえるのかどうかなど、もっとイメージアップを図って利用促進をしてほしい。
堀江統括主査	サービスの内容としては24時間対応で一日3回とか4回とか夜中であっても必要に応じてヘルパーが訪問して介護していくサービスとなっています。市としてもぜひ利用してもらって在宅生活を継続していただきたいと考えておりますので今後サービスの周知方法等を工夫検討してまいります。
菅野会長	定期巡回の夜間の訪問は利用者の状況によっては1人では危険やトラブルの元となることもあるかと思いますので事業実施の際には配慮してもらえればと思います。 他はいかがでしょうか。
松根委員	グランドデザインでは南エリアの定期巡回、介護予防拠点は DIK マンション周辺となっていますが、実際の予防拠点は南に住所があります。これらの関係はどうなっているのですか。
東内部長	計画の段階では中高層マンションの高齢化率が高いことから周辺のサービス強化を計画に位置づけていたところです。DIK マンションに

	については本当は内部に定期巡回も介護予防拠点も整備したかったところなのですが、集会場の改修に伴う住民同意などの問題があり用地確保が難しくなったことから、現在の位置に設置することとなりました。
菅野会長	その他質問はよろしいでしょうか。無いようでしたら採決を行います。 承認事項1「長寿あんしんグランドデザインの一部変更について」を、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。
委員全員	(異議なし)
菅野会長	異議がないので、承認とします。 それではその他、事務局から何かありましたらお願いします。
斎藤課長	運営協議会委員の任期についてご連絡します。 平成29年5月31日をもちまして、現在委嘱させていただいている運営協議会委員の委嘱期間が満了します。つきましては平成29年6月1日から新しく委員をお願いするご依頼を3月中から関係団体あてにさせていただきます。 また、平成30年度からは第7期和光市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画が始まり、平成29年度は計画策定のための、長寿あんしんプラン策定会議の開催します。 運営協議会は年3回から5回ほど、策定会議は年4回の開催を予定しています。 新しく委嘱させていただく運営協議会委員の方の中から数名、策定会議への参加を依頼する予定となっていますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。
木暮委員	一般公募委員の公募要領についても早めに出してください。
斎藤課長	公募についても出来るだけ早く公開できるよう進めてまいります。
菅野会長	それでは、これで平成28年度第4回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

《 閉 会 》

議事録署名人

印

印